●学校感染症について

学校感染症に罹患された場合、学校保健安全法第１９条に基づく学校長の判断により、出席を停止していただくこととなります（欠席の扱いとはなりません）。

学校感染症と診断された場合は、**速やかに学校にご連絡**の上、出席停止期間や登校再開時に提出する書類について確認してください。学校に提出する書類の様式につきましては、学校から配付しているほか、下部よりダウンロードしてご使用いただけます。

●学校感染症と出席停止の基準及び提出書類

分類	病名	出席停止の基準	登校再開時提出書類
2種	新型コロナウイルス感染症	発症後５日、かつ、症状が軽快して１日経過するまで	登校届
	インフルエンザ（季節性）	発症後５日、かつ、解熱後２日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱後３日が経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂疲化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで	治癒証明書
	髄膜炎菌性髄膜炎		
3種	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）		
	腸チフス、パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
3種（その他の感染症）	ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑（りんご病）、手足口病、RS ウイルス感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）	感染症の種類や地域・学校における感染症の発生・流行の様態等により、学校長が出席停止の要否を判断します。療養期間は、主治医及び学校に確認してください。	登校届

※この登校届は**保護者の方が記入**してください。
※この登校届に関して、**医師による証明は不要**です。
※学校に登校再開されことをご連絡の上、この登校届は**登校再開時に担任に提出**してください。

開志国際高等学校長　殿

登校届

年　　組　氏名

該当する病名の番号に〇をつけてください。インフルエンザの場合は、型に〇をつけてください。

	病名	出席停止期間
1	新型コロナウイルス感染症	発症後５日、かつ、症状が軽快後１日経過するまで
2	インフルエンザ（　Ａ型・Ｂ型　）	発症後５日、かつ、解熱後２日が経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
4	麻疹（はしか）	解熱後３日が経過するまで
5	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
6	風疹	発疹が消失するまで
7	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂疲化するまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
9	感染性胃腸炎	医師及び学校から指示された期間
10	その他感染症（　　）	

療養開始日	月　　日
療養終了日	月　　日
発症日	月　　日
解熱日	月　　日　※２・４のみ記入してください
受診した医療機関名	

年　　月　　日　保護者氏名

※学校記入欄

担任	養護教諭	教務

※この証明書は、お子様が**以下の表に記載された学校感染症**に罹患した場合に提出してください。
※この証明書には、**医師による証明が必要**です。
※学校に登校再開されることをご連絡の上、この証明書は**登校再開時に担任に提出**してください。

主治医　殿

下表の学校感染症につきましては、「症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで」と学校保健安全法施行規則第 9 条により出席停止期間が定められています。当該生徒の感染の恐れがなくなりましたら、以下の「治癒証明書」にご記入いただき、保護者へお渡しいただきますようお願いいたします。

分類	病名
第 2 種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

（宛先）
開志国際高等学校長

治癒証明書

年　　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者　疾病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に罹患加療により出席停止となりましたが、感染の恐れがないと認められましたので登校を許可します。

出席停止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

年　　月　　日

医療機関名

医　師　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※学校記入欄

担任	養護教諭	教務